第五条

1　条約第十三条2を次のように改める。

2　この条の規定の適用上、「他方の締約国内に存在する不動産」には、次のものを含む。

(a)　第六条に規定する不動産

(b)　当該他方の締約国が日本国である場合には、法人、組合又は信託（その資産の価値が主として第六条に規定する不動産であって日本国内に存在するものにより直接又は間接に構成されるものに限る。）の株式又は持分

(c)　当該他方の締約国が合衆国である場合には、合衆国不動産持分

2　条約第十三条4を次のように改める。

4　3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第六条

条約第十五条を次のように改める。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会の構成員の資格で取得する報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第七条

条約第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第八条

条約第二十二条5(b)(i)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九条

条約第二十三条1を次のように改める。

1(a)　日本国の居住者がこの条約の規定に従って合衆国において租税を課される所得を合衆国内において取得する場合には、当該所得について納付される合衆国の租税の額は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。この(a)の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得でこの条約の規定に従って合衆国において租税を課されるものは、合衆国内の源泉から生じたものとみなす。

(b)　合衆国内において取得される所得が、配当であって、合衆国の居住者である法人により当該法人の発行済株式の十パーセント以上を当該配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われるものである場合には、当該配当は、日本国の租税の課税標準から配当を除外することに関する日本国の法令の規定（株式の所有に関する要件に係る規定を除く。）に従い、日本国の租税の課税標準から除外される。

第十条

1　条約第二十四条3中「第十一条8」を「第十一条6」に改める。

2　条約第二十四条5中「又は第十一条10」を削る。

第十一条

条約第二十五条4の次に次の5から7までを加える。

5　この条の規定に従い、一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が自己が居住者である締約国（当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には、自己が国民である締約国）の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、次の(a)及び(b)に定める要件が満たされるときは、当該事案は、この5、6及び7並びに両締約国の権限のある当局が7(i)の規定に従って合意する規則又は手続に定める方法及び要件に従って行われる仲裁を通じて解決される。

(a)　当該事案について申立てをした者が、その申立てをした権限のある当局に対し、当該事案の仲裁による解決を要請する書面を提出したこと。

(b)　全ての関係者及び権限を与えられたその代理人が、仲裁手続の過程においていずれかの締約国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報（仲裁のための委員会の決定を除く。）を他の関係者以外のいかなる者に対しても開示しない旨を表明した書面を提出したこと。

6　5の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、事案は仲裁に付託されない。

(a)　当該事案についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合

(b)　両締約国の権限のある当局が、当該事案が仲裁による解決に適しない旨を合意し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して開始日の後二年以内に通知した場合

(c)　当該事案が3の最終文の規定のみの対象である場合

7　5、6及びこの7の規定の適用上、次の規則及び定義を適用する。

(a)　「関係者」とは、権限のある当局に対しこの条の規定に基づく検討のために事案について申立てをした者及び当該検討に基づく両締約国の権限のある当局の合意によっていずれかの締約国に対する納税義務が直接に影響を受ける可能性のある他の全ての者をいう。

(b)　ある事案に係る「開始日」とは、両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報を両締約国の権限のある当局が受領した最初の日をいう。

(c)　ある事案（(d)に規定する事案を除く。）に関するこの条の規定に基づく仲裁手続は、次のいずれか遅い日に開始される。

(i)　当該事案に係る開始日の後二年を経過した日（両締約国の権限のある当局が異なる日とすることについて合意し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して通知した場合は、当該異なる日）

(ii)　5(a)及び5(b)に定める要件が満たされた最初の日

(d)　事前価格取決めの要請の対象である事案に関するこの条の規定に基づく仲裁手続は、次のいずれか遅い日に開始される。

(i)　いずれかの締約国の税務当局がある関係者に関する事前価格取決めの要請の対象となる取引又は移転の価格の更正について又は当該価格の調整の意図について正式な通知を発出した日の後六箇月を経過した日（両締約国の権限のある当局が異なる日とすることについて合意し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して通知した場合は、当該異なる日）

(ii)　5(a)及び5(b)に定める要件が満たされた最初の日

ただし、いかなる場合においても、仲裁手続は、事前価格取決めに関する両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報を両締約国の権限のある当局が受領した日の後二年を経過するまでは、開始しない。